

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，定期監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成29年9月28日

茨城県監査委員	菊池敏行
同	常井洋治
同	岡野栄治
同	羽生健志

<p>監査対象機関名 茨城県立医療大学</p>	<p>監査実施年月日 平成 28 年 12 月 20 日</p>
<p>○監査の結果 医療大学広報誌等作成業務委託におけるプロポーザル契約において、業務委託する事業内容の一部を確定せず契約書にも明記しないで契約を締結していたこと、及び予定価格の設定において積算の根拠が明確でなかったことは、茨城県財務規則に違反し適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 公募型プロポーザル契約手続きに係るチェックリストを作成し、契約手続き等に誤り等が生じないよう複数の職員でチェックできる体制を整えた。平成 29 年度の委託契約の事前準備起案については、本チェックリストを活用し、手続きを進めた。 また、再発防止策として、平成 29 年 1 月に大学教職員を対象とした財務会計に係る研修会を開催し、職員の財務会計に関する知識の向上に努めた。</p>	
<p>監査対象機関名 高萩工事事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 29 年 2 月 13 日</p>
<p>○監査の結果 道路占用許可において、道路法に定める申請書がないにもかかわらず、許可を行ったことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 指摘を受けた事項については、占用許可決議における申請書類の複数職員によるチェックをこれまで以上に徹底して行い、再発防止に努めることとした。 さらに、道路法等の研修を行い、職員の知識、意識の向上を図り、適正な事務の遂行に努めることとする。</p>	